

国頭村防災マップ作成（改定）業務プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、国頭村防災マップの作成（改定）にあたり、広く企画提案を募集し、総合的な見地から最も適切な者を選定することを目的に実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 国頭村防災マップ作成（改定）業務
- (2) 業務内容 別紙「国頭村防災マップ作成（改定）業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 24 日まで
- (4) 業務場所 国頭村字辺土名 121 番地（国頭村役場 総務課）
- (5) 提案上限額 金 5,170,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ この金額は契約予定金額ではなく、提案上限額を示す。

3 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県本島内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、国頭村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 法人税の滞納がないこと。
- (5) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること（過去 3 年以内に、他自治体において防災マップの作成業務を受託した実績を有していること）。

4 事務局

所在地 〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地

担当課 国頭村 総務課

電 話 0980-41-2101（代表） FAX 0980-41-5910

5 スケジュール

	内 容	期 日
1	公募の開始	令和 4 年 10 月 18 日（火）
2	質問書の受付期限	令和 4 年 10 月 25 日（火）

3	質問の回答	令和 4 年 10 月 27 日（木）
4	提案書等の提出期限	平成 4 年 11 月 4 日（金）
5	参加資格結果の通知	令和 4 年 11 月 7 日（月）
6	ヒアリング	平成 4 年 11 月 11 日（金）
7	審査結果の通知及び公表	平成 4 年 11 月

6 提案書等の提出

(1) 提出方法

事務局まで持参とし、平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く）の時間帯で受領します。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書届（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 業務実績調書（様式 3）
- エ 定款（写し可）
- オ 納税証明書（未納がないことを証明する書類）
- カ 直近 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ク 業務工程表（任意様式）
- ケ 企画提案書（任意様式）
- コ 委託業務見積書（任意様式）
- サ ク及びケの電子データ（PDF 形式）

(3) 提出期限

令和 4 年 11 月 4 日（金）午後 4 時まで

(4) 資料の追加

提出期限以降における資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。

7 提案書等に関する質問及び回答

- (1) 質問は、質問書（様式 4）により FAX にて事務局に送信してください。
- (2) 質問の受付期限は、令和 4 年 10 月 25 日（火）の午後 4 時までとします。
- (3) 回答は、取りまとめの上、令和 4 年 10 月 27 日（木）に通知します。

8 参加資格の審査

提案書等をもとに本公募に係る参加資格の確認を行う。参加資格の確認後、その結果を FAX にて通知する。

9 プロポーザルの辞退

提案書等を提出した事業者で提案を辞退する場合は、速やかに意思表示すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

10 審査における評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務実績・実施体制	本業務を遂行する上で必要な実績を有しているか。過去3年間で同等の実績が多数あるか。業務実施責任者等は、知識・経験・実績は十分か。専任性が確保されているか。業務遂行のための適切な組織体制があるか。	15
業務内容①	現段階で構想している防災マップの内容が住民に対してわかりやすいものとなっているか。	20
業務内容②	提案内容が住民に対する防災・減災に具体的につながるものとなっているか。	20
業務内容③	使用する地図は、出来る限り最新の建物形状や道路が確認できる等、防災に適した提案となっているか。	10
独自提案	今回の仕様書のほか、独自提案として今後の防災事業に有効な提案がなされているか。	30
委託業務見積額	業務に対応する項目でわかりやすく明記されているか。また、積算根拠、コストは妥当か。	5

11 ヒアリング

- (1) ヒアリングは、プレゼンテーションと質疑により行います。ヒアリングの日程及び会場については別途通知します。
 - ・期 日 令和4年11月11日（金）
 - ・集合場所 国頭村役場（国頭村字辺土名 121 番地）
- (2) ヒアリングの時間は、1 者につき 30 分程度とし、プレゼンテーションを 20 分以内、質疑応答を 10 分程度想定しています。
- (3) 説明者は、当該業務に予定する者から計 3 人以内とします。
- (4) 会場にはプロジェクター及びスクリーンが設営されます。パソコン等説明に必要なものは持参してください。
- (5) 模型・パネル等の持ち込みは不可とします。

- (6) ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として審査の対象としません。

12 審査結果の通知及び公表

ヒアリング参加者全員に文書で通知することとし、委託候補者及び委託候補次席者に選定された者については、選定通知書を送付します。選定結果については、委託候補者及び委託候補次席者を国頭村のホームページで公表します。

なお、審査結果についての異議の申し立ては受け付けません。

13 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となる場合があります。

- ① 提案書等が本要領の提出方法に適合しない場合
- ② 提案書等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ③ 虚偽の内容が記入されている場合
- ④ その他、本要領に違反すると認められた場合

14 業務契約

国頭村は、ヒアリングにおいて最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約交渉を行います。ただし、委託候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次席者を契約交渉の相手方とするものとします。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は返却しません。
- (3) 提案書等は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。
- (4) 提案書等及びその複製は、審査以外は無断で使用しないものとします。ただし、選定された提案書等及びその複製については、村議会、住民説明会等へ配付及び国頭村ホームページで公表できることとします。